

## ◎議 事 日 程（第5号）

令和元年6月21日（金曜日）午前9時30分 開議

- 日程第1 常任委員長報告
- 日程第2 承認第1号 専決処分事項の承認について（損害賠償の額の決定及び和解について）
- 日程第3 承認第2号 専決処分事項の承認について（損害賠償の額の決定及び和解について）
- 日程第4 承認第3号 専決処分事項の承認について（愛西市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）
- 日程第5 承認第4号 専決処分事項の承認について（愛西市税条例等の一部を改正する条例）
- 日程第6 承認第5号 専決処分事項の承認について（平成31年度愛西市一般会計補正予算（第1号））
- 日程第7 議案第33号 愛西市森林環境譲与税基金条例の制定について
- 日程第8 議案第34号 愛西市特別職報酬等審議会条例の一部改正について
- 日程第9 議案第36号 愛西市税条例の一部改正について
- 日程第10 議案第37号 愛西市介護保険条例の一部改正について
- 日程第11 議案第38号 愛西市火災予防条例の一部改正について
- 日程第12 議案第39号 令和元年度愛西市一般会計補正予算（第2号）
- 日程第13 議案第40号 令和元年度愛西市介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第14 請願第2号 子どもの医療費完全無料化を求める請願について
- 日程第15 議会運営委員会の閉会中の継続審査について
- 日程第16 議会広報特別委員会の閉会中の継続審査について
- 日程第17 総務文教委員会の閉会中の調査について

---

## ◎本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

---

## ◎出席議員（18名）

1番	馬 渕 紀 明 君	2番	石 崎 誠 子 君
3番	佐 藤 信 男 君	4番	竹 村 仁 司 君
5番	高 松 幸 雄 君	6番	吉 川 三 津 子 君
7番	原 裕 司 君	8番	近 藤 武 君
9番	神 田 康 史 君	10番	島 田 浩 君
11番	杉 村 義 仁 君	12番	鬼 頭 勝 治 君
13番	鷲 野 聰 明 君	14番	山 岡 幹 雄 君

15番 大 宮 吉 満 君  
17番 真 野 和 久 君

16番 加 藤 敏 彦 君  
18番 河 合 克 平 君

---

◎欠 席 議 員（なし）

---

◎地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職・氏名

市 長	日 永 貴 章 君	副 市 長	鈴 木 睦 君
教 育 長	平 尾 理 君	会計管理者兼 会 計 室 長	加 納 敏 夫 君
総 務 部 長	奥 田 哲 弘 君	企画政策部長	宮 川 昌 和 君
産 業 建 設 部 長	山 田 哲 司 君	教 育 部 長	大 鹿 剛 史 君
市 民 協 働 部 長	渡 辺 弘 康 君	上 下 水 道 部 長	鷺 野 継 久 君
消 防 長	横 井 利 幸 君	健康福祉部長兼 福 祉 事 務 所 長	伊 藤 裕 章 君
子育て支援事業 担 当 部 長 兼 児 童 福 祉 課 長	中 野 悦 秀 君		

---

◎本会議に職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局長	服 部 徳 次	議 事 課 長	大 野 敦 弘
書 記	猪 飼 隆 善	書 記	近 藤 泰 史

---

午前9時30分 開議

○議長（鷲野聰明君）

おはようございます。本日は御苦労さまです。

御案内の定刻になりました。定足数に達しておりますので、ただいまから継続会を開会いたします。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第1・常任委員長報告（委員長報告・質疑）

○議長（鷲野聰明君）

日程第1・常任委員長報告を行います。

各常任委員会へ付託しました議案等につきまして、それぞれ御審査いただきましたので、会議規則第38条第1項の規定に基づき、審査の経過並びに結果について御報告をお願いいたします。

最初に、総務文教委員長、報告をお願いいたします。

○総務文教委員長（竹村仁司君）

おはようございます。

総務文教委員会の結果を報告いたします。

総務文教委員会は、6月13日午前9時30分から開催し、当委員会に付託されました案件を慎重に御審査いただきました。お手元に委員会審査報告書の写しを配付してございます。

承認第4号：専決処分事項の承認について（愛西市税条例等の一部を改正する条例）は、質疑はなく、採決の結果、承認第4号は、全員賛成で承認することに決定しました。

次に、承認第5号：専決処分事項の承認について（平成31年度愛西市一般会計補正予算（第1号））は、主な質疑で、日光川西悪水土地改良区総代会総代補欠選挙について、投票日はいつだったか、無投票を想定した予算の組み方であったが、選挙となる可能性はあったのかの質問に対し、立候補届出日は4月15日、16日で、選挙会が4月22日に行われた。選挙となる可能性はあったが、適切に選挙の手続を進め、結果的に無投票で2名の方が当選されたという答弁でした。

採決の結果、承認第5号は、全員賛成で承認することに決定しました。

次に、議案第34号：愛西市特別職報酬等審議会条例の一部改正については、質疑はなく、採決の結果、議案第34号は、全員賛成で原案のとおり可決されました。

次に、議案第36号：愛西市税条例の一部改正については、主な質疑で、単身児童扶養者で前年の合計所得金額が135万円以下である個人住民税非課税の対象者は、みずから申告をしなければならないのかの質問に対し、この対象者に対しては市で適切に非課税措置を講ずるという答弁でした。

質疑の後、反対討論がありましたが、採決の結果、議案第36号は、挙手多数で原案のとおり可決されました。

次に、議案第39号：令和元年度愛西市一般会計補正予算（第2号）のうち、当委員会に付託を受けました部分につきましては、主な質疑で、森林環境譲与税の積立金に関し、地方譲与税が毎年入ってくるが、今年度以降の具体的な計画はあるか、また財源となる森林環境税の税額は幾らかの質問に対し、単年度で行うのではなく、基金を積み立てて計画的に使ったほうが効果的と考えており、木材利用の促進として施設の木質化などの事業が想定されますが、具体的な計画はありません。また、令和6年度から課税される税額は、現在示されているものは1人当たり1,000円ですという答弁でした。

また、小学校の非構造部材と永和中学校のトイレの改修に関して、次に改修の設計に入る学校は決まっているかの質問に対し、非構造部材に関しては設計が今年度で全て終了し、トイレについては今後スケジュールを調整していきますという答弁でした。

質疑の後、反対討論、賛成討論がそれぞれあり、採決の結果、議案第39号のうち当委員会に付託を受けました部分につきましては、挙手多数で原案のとおり可決されました。

次に、当委員会に送付されました陳情について審議をいたしました。

陳情第5号：最低賃金の引き上げ、全国一律最低賃金制の確立を求める意見書の提出を求める陳情書ほか7件を議題とし、それぞれ委員による意見交換の後、採決に入りました。

採決の結果、陳情第5号から陳情第12号は、いずれも賛成少数で不採択と決しました。また、陳情第14号は、賛成なしで不採択と決しました。

以上、総務文教委員会の委員長報告を終わります。

#### ○議長（鷲野聡明君）

ここで一言お願いします。スマホ等はオフにさせていただくか、鳴らないよう御配慮をお願いいたします。

それでは、委員長報告に対する質疑があればどうぞ。

[挙手する者なし]

質疑なしと認めます。

次に、建設福祉委員長、報告をお願いいたします。

#### ○建設福祉委員長（神田康史君）

建設福祉委員会委員長報告をさせていただきます。

建設福祉委員会は、6月14日午前9時半から開催し、当委員会に付託されました案件を慎重に御審査いただきました。手元に審査会報告書の写しを配付してございます。

承認第1号：専決処分事項の承認について（損害賠償の額の決定及び和解について）及び承認第2号：専決処分事項の承認について（損害賠償の額の決定及び和解について）は、一括で審議いたしました。

主な質疑で、事故発生から和解に至ったプロセスはとの質問では、事故の発生を受けると警察への届け出を確認し、保険会社に連絡をする。その後の被害者側とのやりとりは、保険会社が行うとの答弁でした。

また、市の安全運転管理者は誰か、また事故の際に警察から指導や罰則などはあるのかとの

質問は、公用車5台以上等の各施設、つまり市役所、消防署、佐織支所等にそれぞれ管理者を置いている。市役所の管理者は総務課長である。また、指導や罰則はないとの答弁でした。

採決の結果、承認第1号及び承認第2号は、いずれも全員賛成で承認することに決定しました。

次に、承認第3号：専決処分事項の承認について（愛西市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）は、主な質疑で、施行令の施行期日が4月1日なので専決ということだが、今後このような場合は専決となるのか、また他の自治体では1年おくれでやっているところもあるようだが、そういった検討はしたのかとの質問では、今回は3月29日に公布されたため専決とした。それよりも前に公布され、3月議会で審議する時間等がある場合は審議をする方法もあるということでした。また、施行の時期については、愛西市が県へ納める納付金の影響があるため今年度からしたという答弁でした。

質疑の後、反対討論はありましたが、採決の結果、承認第3号は、賛成多数で承認することに決定しました。

次に、議案第33号：愛西市森林環境譲与税基金条例の制定については、主な質疑で、第6条で、基金は第1条に規定する基金の設置の目的を達成するための財源に充てるときに限り処分することができるという規定があるが、毎年度譲与される交付金は毎年度執行できないのか、また交付時期はいつかとの質問では、毎年度計画的に執行することが望ましいが、複数年をまとめて執行することで効果的な事業ができると考えている。また、交付時期は9月と3月であるという答弁でした。

質疑の後、反対討論はありましたが、採決の結果、議案第33号は、賛成多数で原案のとおり可決されました。

次に、議案第37号：愛西市介護保険条例の一部改正については、主な質疑で、今回の一部改正による軽減措置について具体的な軽減額は幾らか、また今後も保険料を下げる予定はあるのかとの質問では、国の基準の最大幅での軽減としており、第1段階で4,600円、第2段階で7,600円、第3段階で1,400円の軽減である。また、今年度は10月からの消費税増税に対しての軽減であるため、半年分の軽減であるが、来年度はまた1年分の軽減幅とするため再度改正する予定であるという答弁でした。

また、賦課の決定時期はいつか、また2号被保険者へも今回の改正による恩恵はあるのかとの質問では、7月の本算定によって半年分の軽減を適用した算定額が決定される。また2号被保険者への恩恵はないという答弁でした。

質疑の後、反対討論はありましたが、採決の結果、議案第37号は、賛成多数で原案のとおり可決されました。

次に、議案第38号：愛西市火災予防条例の一部改正については、主な質疑で、民泊の関係で条例改正があるとのことだが、申請は消防署にするものなのかとの質問では、申請先は保健所であるという答弁でした。

採決の結果、議案第38号は、全員賛成で原案のとおり可決されました。

次に、議案第39号：令和元年度愛西市一般会計補正予算（第2号）のうち、当委員会に付託を受けました部分につきましては、主な質疑で、佐屋中央保育園の土地購入費に関して、議案質疑の中で約30台分を整備するという説明であったが、これで足るのかの質問では、保育園の平成31年4月1日現在の在園人数は66世帯86人であり、約30台の駐車場を確保すれば、送迎の時間帯にも幅があることから、周辺道路の混雑が解消できると考えているという答弁でした。

また、プレミアム付商品券に関して、プレミアム付商品券事業事務委託料の内訳は、また商工会以外の委託先ではできない業務なのかの質問では、委託料は店舗の募集、販売、換金、商品券の印刷などが含まれている。また、多額の現金や金券を扱うこと、公平に募集することが必要であること、前回のノウハウがあるということで愛西市の商工会に委託することが望ましいと考えているという答弁でした。

さらに、商品券の販売場所を郵便局とするメリットはどの質問では、市内7カ所に拠点があり利便性にすぐれている、販売時の本人確認のノウハウが充実している、多額の現金を安全に取り扱うことができる、市民が安心して利用できる、問い合わせにも対応できる、既に市の行政サービスの一部を実施しており、公的機関としての信頼と実績があることと考えるとの答弁でした。

質疑の後、反対討論、賛成討論がそれぞれあり、採決の結果、議案第39号のうち当委員会に付託を受けました部分につきましては、賛成多数で原案のとおり可決されました。

次に、議案第40号：令和元年度愛西市介護保険特別会計補正予算（第1号）は、質疑はなく、反対討論がありましたが、採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決されました。

次に、請願第2号：子どもの医療費完全無料化を求める請願については、採決の結果、賛成少数で不採択と決しました。

次に、当委員会に送付されました陳情について審議いたしました。

陳情第11号：保育士の人材定着・確保のため、職員配置基準と公定価格を抜本的に改善し、大幅増員と賃金の引き上げを求める意見書の提出を求める陳情書ほか3件を議題とし、それぞれ委員による意見交換の後、採決に入りました。

陳情第11号及び陳情第13号につきましては、採決の結果、賛成少数で不採択と決しました。

陳情第15号及び陳情第16号につきましては、採決の結果、賛成なしで不採択と決しました。

以上、建設福祉委員会の委員長報告を終わります。

○議長（鷲野聰明君）

それでは、委員長報告に対する質疑があればどうぞ。

〔挙手する者なし〕

質疑なしと認めます。

以上をもちまして、常任委員長報告を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第2・承認第1号及び日程第3・承認第2号（討論・採決）

○議長（鷲野聰明君）

次に、日程第2・承認第1号：専決処分事項の承認について（損害賠償の額の決定及び和解について）及び日程第3・承認第2号：専決処分事項の承認について（損害賠償の額の決定及び和解について）を一括議題とし、討論を行います。

御意見のある方はどうぞ。

〔挙手する者なし〕

討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより採決に入ります。採決は個々に行います。

承認第1号を承認することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。よって、承認第1号は承認することに決定しました。

次に、承認第2号を承認することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。よって、承認第2号は承認することに決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### ◎日程第4・承認第3号（討論・採決）

##### ○議長（鷲野聰明君）

次に、日程第4・承認第3号：専決処分事項の承認について（愛西市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）を議題とし、討論を行います。

通告に従い、まず反対討論の発言を許します。

18番・河合克平議員、どうぞ。

##### ○18番（河合克平君）

では、まず初めに、先ほど議長から指摘をいただきました携帯電話の件は私の失態でございますので、まず最初に皆さんに御迷惑をおかけしたことを謝罪させていただきます。申しわけございませんでした。

では、承認第3号の専決処分事項の承認について（愛西市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）について、反対の立場で討論をいたします。

まず2点において問題であります。

まず1点目についてですが、専決を行ったということがまず問題であります。

2018年から国民健康保険税の一部を改正する条例が専決されているが、前年と同様、住民負担がふえるという内容になっています。現在、国民健康保険税の賦課決定は7月に行っています。6月の本会議の議決後でも十分に間に合う案件であります。近隣市の津島市などでも議案として提案をされているのが現状であります。この愛西市におきましても、平成29年度までと同様、議会の議決による条例の改正を行うべきであり、一旦専決を行えば、議会で否決されても専決した内容というのは覆らないというのが専決の内容になります。市長が専決を行って、会計全体で247万円の市民負担増が執行されることとなる。市長としてはそれでいいのだろう

か、そのことについては聞きたいと思います。

また、二元代表制は、市長と議会との緊張関係を保ちながら、双方が市民の信託に応える責務を持っている。議会は市の最高意思決定機関であるということは、自治基本条例においても定められているところであります。今回の専決というのは、住民の負担がふえる条例改正であるにもかかわらず、議会による市の意思決定権を奪うことになりかねないです。

一方、議案第37号は専決とせず、議案として提案され、市の意思決定は議決に委ねられたところであります。この議案第37号については、令和元年度にさかのぼって適用されるという議案であります。このような片方では専決、片方では議決といった市政運営というのは、正常ではないのではないかと。従来のおり専決を行わず、議案とするということが、より現状の二元代表制のもとになるものであるというふうに考えるものであります。

また、第2については、内容について一部減免の内容が含まれている状況であります。基礎課税額の上限度が値上げされるという内容になっていきます。現在の健康保険税については、国庫負担が引き下げられる中、高過ぎるという状況であって、払いたくても払えないというのが現状の国民健康保険税の負担であります。この国民健康保険税については、そのような状況というのは、一層の滞納か収納悪化を招くことになるのではないかと、そのように考えるところであります。

今すべきは、この高過ぎる健康保険税を国基準に沿って基準額を値上げするのではなくて、国庫負担金の引き上げを国に求めることではないでしょうか。上限96万円になる世帯の収入は1,385万円と質疑で明らかになりましたが、社会保険である協会けんぽで1,385万円の収入に対する負担分は、年間80万円程度であります。全国知事会、全国市長会、全国町村会などは、加入者の所得が低い国保が他の医療保険料よりも保険料が高く、負担が限界に達している。国民健康保険の構造的な問題を解決するためには、公費1兆円を投入して、国民健康保険料・税を引き下げること国に要望し続けています。私たち日本共産党は、その提案に賛成するものであります。よって、今回の専決、または高過ぎる保険料をより高くする、そういう市民負担の増となっている内容について、今回の愛西市国民健康保険税条例の一部改正については問題であり、反対といたします。以上です。

#### ○議長（鷲野聡明君）

他に御意見のある方はどうぞ。

〔挙手する者なし〕

他に御意見もございませんので、これにて討論を終結いたします。

次に、承認第3号を採決いたします。

承認第3号を承認することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。よって、承認第3号は承認することに決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### ◎日程第5・承認第4号（討論・採決）



○議長（鷺野聰明君）

次に、日程第5・承認第4号：専決処分事項の承認について（愛西市税条例等の一部を改正する条例）を議題とし、討論を行います。

御意見のある方はどうぞ。

〔挙手する者なし〕

討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

次に、承認第4号を採決いたします。

承認第4号を承認することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。よって、承認第4号は承認することに決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第6・承認第5号（討論・採決）

○議長（鷺野聰明君）

次に、日程第6・承認第5号：専決処分事項の承認について（平成31年度愛西市一般会計補正予算（第1号））を議題とし、討論を行います。

御意見のある方はどうぞ。

〔挙手する者なし〕

討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

次に、承認第5号を採決いたします。

承認第5号を承認することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。よって、承認第5号は承認することに決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第7・議案第33号（討論・採決）

○議長（鷺野聰明君）

次に、日程第7・議案第33号：愛西市森林環境譲与税基金条例の制定についてを議題とし、討論を行います。

通告に従い、まず反対討論の発言を許します。

最初に、6番・吉川三津子議員、どうぞ。

○6番（吉川三津子君）

議案第33号：愛西市森林環境譲与税基金条例の制定について、反対の立場で討論いたします。

愛知県には、県内の森林や都市の緑を整備・保全するあいち森と緑づくり事業が平成21年度から実施されており、財源としてあいち森と緑づくり税が徴収されています。その課税期間は平成30年度まででしたが、意見や要望などを踏まえて引き続き事業を継続するので、課税期間

を令和5年度まで、さらに5年間延長することになりました。こういったことを引き続き県民の皆さんに御理解、御協力いただきたいということで、県のホームページに書かれております。

それなのに、国からは今回は環境譲与税が公布されるといった状況になってきております。また、復興特別所得税は、この先まだ18年ぐらい払い続け、復興特別住民税は令和5年まで払い続けることになっていますが、法人負担である復興特別法人税は1年前倒しで終了している状況です。そして、今回の森林環境税は、この東日本復興特別住民税にかわるタイミングで徴収が始まります。

私は、国が決定したことにかかわる市条例等の改正には基本的には賛成しつつも、この流れは決定的に間違っているとか、市民への影響が余りにも大きいと判断したものについては反対の立場をずうっと示してきております。復興税が終わるから、かわって森林環境税をと特別税を常設化することは単なる増税であり、格差社会において大問題ですので、この条例には反対をいたします。

そして、もう一点申し上げますが、本会議及び委員会で条文解釈について指摘をいたしました。市といたしましては、森林保護も目的に含めた条例制定をしたつもりが、木材利用を促す目的に特化した条例内容となっていることが今回の議会の中で判明いたしました。今後、条例制定におかれましては、慎重に条文を作成していただくこと及び間違いに気づいたならば、積極的に条例改正をしていただくことを要望し、反対討論といたします。

#### ○議長（鷺野聡明君）

次に、18番・河合克平議員、どうぞ。

#### ○18番（河合克平君）

議案第33号：愛西市森林環境譲与税基金条例の制定について、私も反対の立場で討論いたします。

この森林環境税は、平成26年から平成35年までの東日本大震災を教訓とした各地方公共団体が行う防災施策にかかわる財源確保のための個人住民税均等割の税率アップ分、1世帯個人納税者世帯1,000円が終了してから課税されます。東日本大震災を口実に導入された個人住民税均等割への上乗せ増税を看板をかえて継続するということであり、均等割の増税については、低所得者ほど負担が高くなる逆進性が高い税金の負担増となります。国民生活を圧迫するやり方は、まさにやめるべきであります。

また、国民には低所得でも課税する一方で、企業の大企業等については負担がゼロというのが今回の森林環境税の問題でもあります。地球温暖化対策ということで森林環境税をつくると言いながら、温室効果ガスの排出の原因者は個人だけではなく、企業にもその原因があるわけで、その原因者に負担を求めないということも、今回の森林環境税については問題であります。森林環境の整備を重要な課題と位置づけて、国の一般会計で林業の予算の配分をふやすというのが正当なあり方であり、新たに課税を行うということは大問題であります。そして、この森林環境税を原資とした森林環境譲与税を基金として目的税化するというのも問題であり、以上の点で反対といたします。

○議長（鷺野聰明君）

他に反対討論はございませんか。

〔挙手する者なし〕

なければ、次に、賛成討論の発言を許します。

4番・竹村仁司議員、どうぞ。

○4番（竹村仁司君）

議案第33号：愛西市森林環境譲与税基金条例の制定について、賛成の立場から発言いたします。

森林は、生物多様性の保全、土砂災害の防止、保健休養の場の提供など、極めて多くの多面的機能を有しており、私たちの生活と深くかかわっています。地球環境保全としての森林は、温暖化の原因である二酸化炭素の吸収により、地球規模で自然環境を調節し、地球の温暖化防止に重要な役割を果たしています。日本の森林が光合成によって吸収する二酸化炭素は年間約1億トンで、これは国内の全自家用乗用車の排出する量の7割に相当します。さらに、防災・減災の観点から言えば、土砂災害防止機能、土壌保全機能において、森林の地表の侵食を抑制することにより、森林の樹木が根を張りめぐらすことによって、土砂の崩壊を防いでいます。こうした公益的機能は、国民一人一人に等しく恩恵を与えるものであり、適切な森林の整備等を進めていくことは我が国の国土や国民の命を守ることにつながります。

森林環境譲与税は、国に一旦集められた税の全額を、健全な森林の育成、工事などを実施する市町村や、それを支援する都道府県に客観的な基準で譲与配分します。森林環境譲与税は、森林現場の課題に早期に対応するために、国民一人一人が等しく負担を分かち合って、我が国の森林を支える仕組みとして創設されたものです。そのことによって、たび重なる豪雨災害、土砂災害など、こうした災害と向き合う上で森林の大切さを実感できます。森林環境譲与税を活用することに当たっては、広く国民全体に対して説明責任を果たすことが求められます。このため、市町村なども同じく、森林環境譲与税の用途を公表しなければならないこととされています。

こうした面も踏まえ、国民一人一人がお互いに支え合う税制であると考え、今議案に賛成いたします。

○議長（鷺野聰明君）

他に賛成討論はございませんか。

〔挙手する者なし〕

なければ、これにて討論を終結いたします。

次に、議案第33号を採決いたします。

議案第33号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。よって、議案第33号は原案のとおり可決決定いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第8・議案第34号（討論・採決）

○議長（鷲野聰明君）

次に、日程第8・議案第34号：愛西市特別職報酬等審議会条例の一部改正についてを議題とし、討論を行います。

御意見のある方はどうぞ。

〔挙手する者なし〕

討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

次に、議案第34号を採決いたします。

議案第34号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。よって、議案第34号は原案のとおり可決決定いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第9・議案第36号（討論・採決）

○議長（鷲野聰明君）

次に、日程第9・議案第36号：愛西市税条例の一部改正についてを議題とし、討論を行います。

通告に従い、まず反対討論の発言を許します。

17番・真野和久議員、どうぞ。

○17番（真野和久君）

それでは、議案第36号：愛西市税条例の一部改正について、反対討論を行います。

議案第36号に関しては、単身児童扶養者の住民税非課税措置と自動車税の改定であります。

そのうち、単身児童扶養者の住民税非課税措置に関しては、未婚・既婚にかかわらず、ひとり親世帯であることには変わらないのに、これまで税制や支援などにさまざまな格差がありました。今回、単身児童扶養者を住民税非課税の対象に加えることは、そうした格差を解消するものとして評価できます。ただ、寡婦控除などの問題など、まだまだ差はありますが、一歩前進として評価したいと思います。

自動車税の制度の改正についても、自動車取得税の廃止と環境性能割が導入されますが、これについては消費税の10%への増税のための措置として、ことし10月から1年間だけ環境性能割を1%引き下げることについては、消費税増税による大きな負担を国民全体に押しつけ、一方で1年間だけ、しかも自動車を購入する人しか措置されないのは大変不公平であり、問題があります。この点において、この条例案については賛成できない。以上です。

○議長（鷲野聰明君）

他に反対討論はございませんか。

〔挙手する者なし〕

なければ、次に賛成討論の発言を許します。

7番・原裕司議員、どうぞ。

○7番（原 裕司君）

議案第36号：愛西市税条例の一部改正について、賛成の立場で討論させていただきます。

この条例の改正内容は、10月1日から消費税が8%から10%に引き上げられるということで、税の軽減政策でもあります。第1条関係においては、個人の市民税にかかわる給与所得者の扶養親族等の申告書、第36条3の2及び第36条3の3に単身児童扶養者に該当する対象者を加え、低所得者層にも配慮した点であること、附則第15条の2及び関係条文では、現行の自動車取得税が廃止され、新税、環境性能割になること、軽自動車税の賦課徴収の特例では、3段階に改正され、来年以降も段階を経て改正する記載もされております。議案質疑の中で、愛西市における本年度の減収、つまり減税額は約3割程度になるとの説明がなされておりました。

以上、上程された愛西市税条例が整備されることは、消費税増税の軽減策にもつながっておりますので、賛成させていただきます。以上です。

○議長（鷲野聰明君）

他に賛成討論はございませんか。

〔挙手する者なし〕

なければ、これにて討論は終結いたします。

次に、議案第36号を採決いたします。

議案第36号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。よって、議案第36号は原案のとおり可決決定いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第10・議案第37号（討論・採決）

○議長（鷲野聰明君）

次に、日程第10・議案第37号：愛西市介護保険条例の一部改正についてを議題とし、討論を行います。

通告に従い、まず反対討論の発言を許します。

16番・加藤敏彦議員、どうぞ。

○16番（加藤敏彦君）

議案第37号：愛西市介護保険条例の一部改正についての討論を行います。

議案第37号の介護保険料の軽減は、10月からの消費税増税に伴うものであります。この10月からの消費税10%増税は行うべきではない、反対が6割を占めております。こういう状況の中で消費税増税を前提とした軽減措置であります、反対をいたします。

○議長（鷲野聰明君）

他に反対討論はございませんか。

〔挙手する者なし〕

なければ、次に賛成討論の発言を許します。

3番・佐藤信男議員、どうぞ。

○3番（佐藤信男君）

議案第37号：愛西市介護保険条例の一部改正について、賛成の立場から討論します。

今回の改正は、介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部改正に伴うものです。

介護保険料の軽減強化は、令和元年10月以降の消費税率引き上げによる負担を軽減させるため、従来から軽減措置が行われてきた第1段階の第1号被保険者の減額幅を引き上げるとともに、軽減措置の対象を第2段階、第3段階の第1号被保険者にまで広げる内容であります。

愛西市においては、国が示した軽減率の最大幅で軽減を行う動きとなっており、低所得者の負担軽減という趣旨を十分に踏まえたものになっていることを評価し、賛成討論といたします。

○議長（鷺野聡明君）

他に賛成討論はございませんか。

〔挙手する者なし〕

なければ、これにて討論を終結いたします。

次に、議案第37号を採決いたします。

議案第37号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。よって、議案第37号は原案のとおり可決決定といたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第11・議案第38号（討論・採決）

○議長（鷺野聡明君）

次に、日程第11・議案第38号：愛西市火災予防条例の一部改正についてを議題とし、討論を行います。

御意見のある方はどうぞ。

〔挙手する者なし〕

討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

次に、議案第38号を採決いたします。

議案第38号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。よって、議案第38号は原案のとおり可決決定といたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第12・議案第39号（討論・採決）

○議長（鷺野聡明君）

次に、日程第12・議案第39号：令和元年度愛西市一般会計補正予算（第2号）を議題とし、討論を行います。

通告に従い、まず反対討論の発言を許します。

最初に、6番・吉川三津子議員、どうぞ。

○6番（吉川三津子君）

議案第39号、令和元年度愛西市一般会計補正予算について、反対の立場で討論いたします。

委員会の中でも、消費税増税に伴うプレミアム商品券について質問させていただきました。

今回、このプレミアム商品券を受け取ることができるのは、3歳未満の子育て中の方及び低所得者の方々に限られており、前回の誰もが買うことができる商品券とは全く違ったものです。そうでありながら、こうした受け取る側の配慮が全くされず、前回、商工会にお願いしてノウハウがあるからと随意契約し丸投げとする。そういった状況に、私は大変違和感、怒りを感じております。

低所得者には高齢者もいらっしゃるでしょうし、障害のある方もいらっしゃるかもしれません。そうした方々が、まずは商品券を手にすることができるのか、また仮に商品券を手にしたとしても使うすべがあるのか、大変問題のある体制であると感じました。そもそも国は、商品券を配るのではなく、減税するとか、介護保険料を何カ月間か無料にするとか、現金を配布するとかすべきです。これでは、経済的弱者を救済するとは到底思えませんので、反対といたします。

○議長（鷲野聰明君）

次に、17番・真野和久議員、どうぞ。

○17番（真野和久君）

それでは、議案第39号：令和元年度愛西市一般会計補正予算（第2号）について、反対討論を行います。

今回の補正予算に計上されています、例えば風疹の抗体検査や予防接種にかかわる予防費、消防署の空調設備の修繕や保育園の駐車場、また小・中学校の学校費の中の屋内運動場の非構造部材改修や耐震改修やトイレ改修に関する費用などは、必要なものとして賛成をしたいと思います。

しかし、まず1点目として、森林環境譲与税基金に関しては、基金の設立の条例案の中でも反対議員が述べられていたように、基金の目的はともかくとして、原資となる森林環境税が個人住民税の均等割と合わせて一律に1,000円を徴収する。生活保護世帯以外の低所得者も含めた大変逆進性のある、大変問題のある徴収の方法であります。また、本来、この森林環境の関連に関しては、地球温暖化対策として検討されたものであるにもかかわらず、その原因者たる企業に対しては一銭も求めない、その点でも大変大きな疑問のある制度にもなっています。

また、2つ目として、国の幼児教育の無償化事業に関して、これについても保護者の負担軽減にはつながる点については非常に重要ではありますが、ただ、この制度そのものも消費税増税を前提としていることは大変大きな問題があります。

さらに、商工費の中のプレミアム付商品券に関しても、そもそも消費税は国民の生活に大きな打撃を与え、日本経済を壊すような事態になる可能性のある大変大きな改悪であります。

そうした中でプレミアム商品券で増税分を還元すると言っていますが、それも一部の人たちだけであり、また本当に一時的なものであり、そうした点では経済に対する悪影響が解消されるものではありません。増税そのものを中止すべきだというふうに考えます。以上のような点から、議案第39号には反対をいたします。

○議長（鷺野聰明君）

次に、16番・加藤敏彦議員、どうぞ。

○16番（加藤敏彦君）

今、真野議員の討論で尽くされておりますので、割愛させていただきます。

○議長（鷺野聰明君）

他に反対討論はございませんか。

[挙手する者なし]

なければ、次に賛成討論の発言を許します。

8番・近藤武議員、どうぞ。

○8番（近藤 武君）

それでは、議案第39号：令和元年度愛西市一般会計補正予算（第2号）について、賛成の立場で討論をさせていただきます。

まず初めに、商工費におきまして、10月1日からの地方消費税率の10%への引き上げに対する低所得者及び子育て世帯への影響緩和を目的とするプレミアム付商品券事業は、国からの方針のもと、まだ確定することができない部分もありますけれども、商工会、委員長報告でもありましたが、一部の市の業務を担っていただいている郵便局を含む市内7カ所の郵便局とも連携をとりながらきちんと進めていく方針であること。

また、衛生費においても国から、またこれも方針でありますけれども、適切に風疹予防接種事業を進めていく予算計上になっていると考えております。

民生費の佐屋中央保育園駐車場整備事業におきましては、園の北側の道路が狭く、保護者の送迎車両で既存駐車場、周辺道路が混雑しており、交通安全上、危険な状態を解消してほしいという地元の要望のもと、これらの課題解決のために必要となる部分の駐車場整備をするものであります。今後のスケジュールについても、しっかりと考えられておると思っております。

そのほかにも、消防費、教育費など環境整備に対し、必要な予算計上であると考えますので、賛成といたします。

○議長（鷺野聰明君）

他に賛成討論はございませんか。

[挙手する者なし]

なければ、これにて討論を終結いたします。

次に、議案第39号を採決いたします。

議案第39号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]



起立多数であります。よって、議案第39号は原案のとおり可決決定いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第13・議案第40号（討論・採決）

○議長（鷺野聰明君）

次に、日程第13・議案第40号：令和元年度愛西市介護保険特別会計補正予算（第1号）を議題とし、討論を行います。

通告に従い、まず反対討論の発言を許します。

16番・加藤敏彦議員、どうぞ。

○16番（加藤敏彦君）

議案第40号：令和元年度愛西市介護保険特別会計補正予算（第1号）についてであります。これは議案第37号に伴う補正予算であります。

37号につきましては、消費税増税に伴う議案ということで反対をいたしましたので、この補正予算についても反対をいたします。

○議長（鷺野聰明君）

他に御意見のある方はどうぞ。

[挙手する者なし]

他に御意見もございませんので、これにて討論を終結いたします。

次に、議案第40号を採決いたします。

議案第40号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立多数であります。よって、議案第40号は原案のとおり可決決定いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第14・請願第2号（討論・採決）

○議長（鷺野聰明君）

次に、日程第14・請願第2号：子どもの医療費完全無料化を求める請願についてを議題とし、討論を行います。

通告に従い、まず賛成討論の発言を許します。

最初に、17番・真野和久議員、どうぞ。

○17番（真野和久君）

それでは、請願第2号について、賛成討論を行います。

今回の補正予算案でも出されていますが、消費税増税に伴う中で、保育の無償化が進められようとしています。愛西市はこれまで努力をして保育料の軽減をしてきましたが、これがこうした優位点なくなるという点では、やはり愛西市の魅力をさらにつけ加えていくことが必要であります。

そもそも、子どもの医療費の無償化については、愛西市は進んでいました。ところが、次々と拡大がほかの地域でも行われて、残念ながら、この地域では愛西市だけが有償というような

状況にもなっています。これまでの全国的にも全国保険医団体連合会の調査の中でも、例えば学校歯科健診で必要とされる児童のうち、未受診率が小学校で50.8%、中学校で65.3%、高校に行くと80%になるように、やはり内科や眼科、耳鼻科と同様に歯科に関しても、上に行けば行くほど受診率が下がっていくというような状況があります。こうした要因は、やはり子どもの医療費の無償化が一つの大きな要因となっている点も否定できません。

さらに、兵庫県の保険医協会が調査したところでは、2012年と17年を比べて、この間、兵庫県でも子どもの医療費の無償化を中学3年まで拡大した自治体が10自治体から35自治体へと3.5倍にふえているにもかかわらず、休日・夜間応急診療所等の中でも受診した子供の数は12年の年間13万5,154人から17年には12万9,416人へと約96%に減少しています。

これは、当然子供が減っているという要因もありますが、しかし無償化をした自治体が10から35に3.5倍にもなっているにもかかわらず、そういう状況を考えれば、無償化がいわゆるコンビニ受診というものをふやしていくというような根拠にもなりません。やっぱりそうした、いわゆる安易な受診を助長していないと言えます。

そうした点も含めながら、やはり愛西市は子供たちが健康に育っていくためにも、ぜひとも子どもの医療費の無料化を、まずは中学卒業まで速やかに実施することを求めるものであります。

#### ○議長（鷲野聡明君）

次に、18番・河合克平議員、どうぞ。

#### ○18番（河合克平君）

では、子どもの医療費完全無料化を求める請願に対し賛成の立場で討論いたします。

今回の請願については、去年8月から実施されている中学生への医療費の助成が拡大、3割の負担が1割になっているということで、一步前進ということで評価もいただいております。しかしながら、市民の切なる願いである中学生の医療費の完全無料化、90%を超える県内の市町村と同様に完全無料化を求める内容となっております。

子どもの医療費完全無料化は、現在どの自治体でも少子化対策として最優先に行いたい施策であり、県内では90%を超える自治体、隣の津島市でも行っているのが現状であります。現在では、海部地区では一番おくれた自治体になってしまいました。どの自治体も最優先として行っていることであり、子育て世帯の経済的な支援であることは異論を唱える議員はいないのではないのでしょうか。

幼児教育・保育の無償化によって、新たに財源が生まれるということも一般質問の中で明らかになりました。この請願に反対することは、有権者を裏切ることになるのではないのでしょうか。有権者の信託を受け、市民の信頼に応える責任ある活動によって市民の福祉の向上を目指すということは、愛西市の議会基本条例にも明記されているところであります。

本請願については、議会基本条例の精神にのっとり、愛西市議会として良識ある判断を求めるところであります。また、自治基本条例には、市長は最小の経費で最大の効果を上げることが柱として、市長の権限、責務を定めているところであります。まさに、子どもの医療費無償

化の拡大を行うこと、このことを議会から求めていくということは、二元代表制のもと市民の信託に応えるものになるのではないのでしょうか。

愛知県内のこういう医療格差、医療差別、特に愛西市の中学生に対する差別は、憲法の第13条、全ての国民は個人として尊重される。また第14条、法の下に平等であるというこの憲法の規定に違反をしている状況となっています。自治体運営に憲法が活かされるということが何より大切ではないのでしょうか。愛西市の最高の意思決定機関である議会の議員として、良識ある判断を求め、採決を求めるものであります。以上、賛成討論を終わります。

**○議長（鷺野聰明君）**

次に、16番・加藤敏彦議員、どうぞ。

**○16番（加藤敏彦君）**

請願第2号：子どもの医療費完全無料化を求める請願について、討論を行います。

中学生までの医療費の無料化は、海部地区で有料なのは愛西市だけとなりました。愛西市の財政状況は、市長の施政方針の中で、基金の総額は平成29年度末の一般会計総額で約164億円、市民1人当たり25万9,000円となり、これは県内、名古屋市を除くと37市の中で2番目に高いものですと述べられております。借金である負債は約206億と述べられましたが、河合議員の一般質問で、実質的な借金は13億であることが明らかになりました。愛西市は、今、財源は十分にある。また、子ども医療費無料化について市民の強い要求がある、近隣自治体でやっていないのは愛西市だけという状況のもとで、子ども医療費完全無料化の課題は、議会にとっては政治的な判断が求められる最重要課題となっております。また、これは、市長にとっても政治判断が求められる課題となっております。本議会がこの請願を採択して、近隣自治体と同様に子どもの医療費完全無料化を実現し、安心して子育てができるまちに一日も早く進むことを求めて賛成の討論といたします。

**○議長（鷺野聰明君）**

他に御意見のある方はどうぞ。

[挙手する者なし]

他に御意見もございませんので、これにて討論を終結いたします。

次に、請願第2号を採決いたします。

請願第2号の趣旨に賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立少数であります。よって、請願第2号は不採択と決定いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

**◎日程第15・議会運営委員会の閉会中の継続審査について**

**○議長（鷺野聰明君）**

次に、日程第15・議会運営委員会の閉会中の継続審査についてを議題といたします。

議会運営委員長から所管事務について、会議規則第109条の規定により、閉会中に継続審査を要する旨の申出書の提出がありました。

お諮りいたします。議会運営委員長からの申し出のとおり、所管事務について、閉会中の継続審査とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、議会運営委員長からの申し出のとおり、所管事務について、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### ◎日程第16・議会広報特別委員会の閉会中の継続審査について

##### ○議長（鷲野聡明君）

次に、日程第16・議会広報特別委員会の閉会中の継続審査についてを議題といたします。

議会広報特別委員長から所管事務について、会議規則第109条の規定により、閉会中に継続審査を要する旨の申出書の提出がありました。

お諮りいたします。議会広報特別委員長からの申し出のとおり、所管事務について、閉会中の継続審査とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、議会広報特別委員長からの申し出のとおり、所管事務について、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### ◎日程第17・総務文教委員会の閉会中の調査について

##### ○議長（鷲野聡明君）

次に、日程第17・総務文教委員会の閉会中の調査についてを議題といたします。

総務文教委員長から所管事務について、会議規則第109条の規定により、閉会中に調査を要する旨の申出書の提出がありました。

お諮りいたします。総務文教委員長からの申し出のとおり、所管事務について、閉会中に調査を実施することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、総務文教委員長からの申し出のとおり、所管事務について、閉会中に調査を実施することに決定いたしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

##### ○議長（鷲野聡明君）

以上をもちまして本日の日程は全部終了いたしました。

閉会の前に、市長から発言を求められておりますので許可いたします。

##### ○市長（日永貴章君）

それでは、6月定例議会閉会に当たりまして、一言お礼の御挨拶を申し上げさせていただきます。

本定例会に上程をいたしました議案に対しまして、議案質疑などを通じ御議論をいただき、また各議案につきまして御議決をいただきまして、まことにありがとうございました。

御議決いただきました議案の中には、本年10月からの消費税率の引き上げにより、新たに実施される事業もございます。プレミアム付商品券事業や幼児教育・保育無償化に係る事務等、引き続き情報収集に努め、滞りなく事業を実施していきたいというふうに思っております。

いただきました御意見、御提案などにつきましては、今後の市政運営に生かしていきたいと考えております。議員各位におかれましても、今後とも御指導・御鞭撻をいただきますよう、よろしくお願いいたします。

さて、今後市内におきましては、7月13日土曜日、14日日曜日に蓮見の会、7月27日土曜日、28日日曜日には尾張津島天王祭、また8月上旬には各地区での納涼祭り、8月9日金曜日には平和祈念式、8月25日日曜日には市総合防災訓練など、各種イベントの開催が予定をされておりますので、議員各位におかれましてはお忙しいとは思いますが、積極的に御参加をいただきたいと思っております。

今月に入り、この地方でも梅雨入りとなりました。梅雨明け後には、本当に猛暑の中、必要な農業用水等を蓄える重要な時期でもありますが、一方で大雨による災害の発生しやすい時期でもあります。市といたしましても、災害等に備えた万全な体制で臨んでいきたいと考えております。

最後に、議員各位におかれましては、暑さ対策など体調管理に十分に御留意をいただき、それぞれの立場で御活躍されることを御祈念申し上げまして、閉会の御挨拶にかえさせていただきます。ありがとうございました。

**○議長（鷲野聡明君）**

これにて令和元年6月愛西市議会定例会を閉会いたします。

午前10時40分 閉会

この会議録は、会議の経過を記載して、その内容に相違ないことを証するためここに署名する。

愛西市議会  
議長

鷺野 聡 明

会議録署名議員  
第 9 番 議 員

神 田 康 史

会議録署名議員  
第 10 番 議 員

島 田 浩